

大竹市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付要綱

令和 8 年 6 月 1 2 日

告示第 1 0 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、飼い主のいない猫の増加を抑制するため、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせた者に対し、予算の範囲内において、大竹市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大竹市補助金等交付規則（昭和 4 8 年大竹市規則第 3 7 号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象猫 飼い主のいない大竹市内に生息する猫をいう。
- (2) 獣医師 獣医師法（昭和 2 4 年法律第 1 8 6 号）第 3 条の免許を有する者をいう。
- (3) 不妊去勢手術 獣医師が行う雌猫の卵巢若しくは卵巢及び子宮の全部を摘出する不妊手術又は雄猫の精巣を摘出する去勢手術をいう。
- (4) 耳カット 不妊去勢手術が既に実施されていることを識別するために、雄猫にあっては右耳、雌猫にあっては左耳の一部を V 字にカットする処置をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大竹市内に住所を有する 2 名以上で構成され、代表者及び会則、規約その他これに準ずるものを定めている団体
- (2) その他市長が認める団体

2 前項の規定にかかわらず次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象とならない。

- (1) 営利を目的とする団体
- (2) 対象猫の不妊去勢手術について、他の団体等から補助金の交付その他の金銭等の提供を受けている団体

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、獣医師が対象猫に対して行う不妊去勢手術及び耳カットとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象事業に係る費用（以下「補助対象費用」という。）の額とし、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限とする。

（１） 不妊手術 １匹につき ２０，０００円

（２） 去勢手術 １匹につき １０，０００円

２ １回の申請につき交付する補助金の額は、前項に定める額に補助対象事業を行った対象猫の数を乗じて得た額とする。ただし、その数は５匹を限度とする。

３ 前項の規定により算出した額と、実績報告時に算定した額が対象猫の性別又は数により異なる場合における補助金の額は、いずれか低い額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を行う前に大竹市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１） 団体構成員名簿（別記様式第２号）

（２） 対象猫の詳細（別記様式第３号）

（３） 誓約書（別記様式第４号）

（４） 対象猫の全身の写真

（５） 対象猫の生息区域の位置図

（６） 団体の会則、規約その他これに準ずるものの写し

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適正であると認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、補助金を交付することが不適正であると認めたときは、補助金の不交付の決定を行い、大竹市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第５号）により当該申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、速やかに大竹市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付申請取下届出書（別記様式第６号）により届け出なければならない。

（実績報告）

第9条 交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了した日から起算して１５日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の３月１５日のいずれ

か早い日までに、大竹市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（１） 対象猫の詳細（別記様式第3号）

（２） 補助対象事業を実施した後の対象猫の写真（全身及び耳カットの実施が確認できるもの）

（３） 補助対象事業に係る領収書の写し
（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を確認し、その内容が適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大竹市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付額確定通知書（別記様式第8号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、大竹市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金請求書（別記様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

（１） 補助対象者の要件に該当しないことが明らかになったとき。

（２） 補助対象事業の遂行の見込みがないと認めたとき。

（３） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（４） その他この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消したときは、大竹市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金交付決定取消通知書（別記様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、交付決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときには、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。